

# ほけんたより

令和2年度 第3号

令和2年6月15日 練馬区立大泉第六小学校 保健室

学校生活が始まって、2週間が経ちました。新しい学校生活のルールを守りながら過ごすことに慣れてきましたか。疲れを残さずに、毎日元気に登校できるよう、睡眠・休養を心がけましょう。また、困ったことや相談したいことがある場合は、担任の先生・相談室の先生・保健室まで遠慮なく相談してください。

6月になってから手洗い石けんの使用量が前年度の3倍以上になりました。毎日児童がしっかりと手洗いをしていることがわかり、感染予防への意識の高まりを感じます。しかし、残念ながら手洗いの後、ハンカチ・ハンドタオルがなく濡れたままの児童を見かけます。濡れたままですと手荒れの原因や、汚れが再度つきやすくなってしまいます。毎朝、『健康観察カード(検温・健康観察・保護者チェック)・ハンカチ・マスク』を家を出る前に確認する習慣をつけましょう。

**朝の検温・健康観察・保護者印・サイン**を忘れずに続けてください。熱がある場合や体調が良くない場合は、無理をせずお家で様子を見てください。(出席停止となり、欠席扱いにはなりません)

また、保護者印・サインも毎日お願いいたします。続けて保護者印・サインをしていない、印鑑が先に押されている場合には、保護者の方へお子さんの健康状態の確認のご連絡をする場合があります。毎日のことですがご協力お願いいたします。

## 安全のためのお願い

感染症の予防に首掛け式の除菌用品を身につけて登校されているお子さんを見かけます。

令和2年5月15日付消費者庁から、携帯型の空間除菌用品の販売事業者に対して行政指導がありました。

携帯型の空間除菌用品については、「身につけるだけで空間除菌」等の表示が行われていることがありますが、当該表示の根拠とされる資料は狭い密閉空間での実験結果に関する資料であることがほとんどであり、風通しのある場所等で使用する際には、表示通りの効果が得られない可能性があります。という内容です。



消費者庁 HP より

お子さんが長いひも等を身につけていることで、引っかかったりして思わぬ窒息事故の原因となります。子供の安全を守るため現在の JIS 規格では、頭や首まわりから垂れ下がるひもは子ども服に付けられないことになっています。また背中から出るひもや、上着やズボンのすそに垂れ下がったひもを付けることも禁じられています。

学校は密閉された空間ではなく、現在は換気を常に行っている状態です。学校の生活場面では首掛け式の除菌用品の効果はうすいと考えます。感染症の予防の観点では、毎日教職員が校内を清掃・消毒を実施しております。お子さんの安全の面から登校の際には、首掛け式除菌用品は身につけないようお願いいたします。もし、身につけて登校されましても、学校内では外して生活を送るようになります。児童の安全を守る配慮ですのでご了承ください。

また、ハンカチ・ティッシュを入れる、長いひものついたポシェット式のポケットは、ひもが引っかかるなどの事故の原因となりますので、ほかの方法をご検討ください。



## 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

練馬区では、学校管理下での負傷、疾病等に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。学校の管理下で発生した事故による負傷等の医療費、これらの負傷または疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金等が保護者の皆様へ支払われる制度です。

### <手続きの主な流れ>

- ①学校管理下でケガをして病院を受診
- ↓
- ②学校に連絡し、所定の用紙をもらう
- ↓
- ③病院や薬局で書類を書いていただく
- ↓
- ④③の書類を保護者が学校に提出し、学校が練馬区教育委員会に医療費を請求する
- ↓
- ⑤練馬区教育委員会が「独立行政法人日本スポーツ振興センター」に医療費を請求
- ↓
- ⑥審査後、災害給付の決定練馬区教育委員会から、学校を通じて保護者の口座へ給付



### <請求にあたっての注意点>

- ・治療終了までの合計の診療報酬点数が500点以下の場合、免責事項により給付対象外となります。
- ・災害級を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときには、時効によって消滅します。
- ・損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ・同一の災害の傷病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ・治療が継続中に、進学や転校などがある場合は、学校間での引き継ぎの手続きが必要になりますので、治療の経過については、随時学校へお知らせください。
- ・子ども医療証を使用された場合は、医療費の1割が保護者の方に給付されます。
- ・書類を提出していただいてから、給付されるまでは通常3~4ヶ月かかります。

・給付金の支給方法は、原則教材費給食費の振り替えで指定した保護者様名義のゆうちょ口座となります。その際、

振込手数料65円が保護者様負担となります。

昨年度から、変更になった部分です。

学校管理下でけがをして、病院を受診された場合は、保健室へご連絡ください。

請求に必要な書類と、給付についての詳しいお知らせをお渡しいたします。

## 7月の保健行事

7月8日(水)	腎臓病(尿)検診(全学年)	8:50までに保健室に提出
7月10日(金)	内科健診(4・5・6年)	13:30~ 体育館
7月15日(水)	腎臓病健診(予備)	7月8日の未提出者
	内科健診(1・2・3年)	13:30~ 体育館

